



行発東京都

規則

○東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程……(東京都職員共済組合)…10

○東京都規則第百九十四号

○東京都職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(総務局人事部制度企画課)…1

○令和七年度東京都補正予算の公表……(財務局主計部議案課)…2

○都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)…9

規則

田 次

令和七年十一月二十五日

東京都知事 小池百合子

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(総務局人事部制度企画課)…1

規則

告示

○公文書の管理に関する規則及び東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則……10

規則(公)

○東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……10

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……10

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……10

規程(水)

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……10

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……10

別記第二十七号様式及び別記第二十八号様式中「処分書」に改める。

を受けた日」や「命令があつたことを知つた日」に改め、「審査請求をすることができます」の次に「(ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。)」を加え、「の翌日から起算して6月」や「から6月」に改め、「処分の日から起算して1年を経過すると処分」や「処分の日から1年を経過すると処分」に「裁決の日から起算して」や「裁決の日から」に改める。

別記第三十号様式及び別記第三十一号様式中「処分書を受けた日」や「命令があつたことを知つた日」に改め、「審査請求をすることができます」の次に「(ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。)」を加え、「の翌日から起算して6月」や「から6月」に改め、「処分の日から起算して1年を経過すると処分」や「処分の日から1年を経過すると処分」に「裁決の日から起算して」や「裁決の日から」に改める。

1 ハの規則は、令和八年1月一日から施行する。

2 ハの規則の施行の際、ハの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第三十一号様式から別記第三十一号様式までによる用紙や、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するハがわかる。

告
示

● 東京都告示第千百八十四号

令和七年十二月十七日東京都議会の議決を得た令和七年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年十二月二十五日
東京都知事 小池百合子

令和7年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和7年度東京都一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64,001,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,264,900,682千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。(債務負担行為の補正)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入		既定予算額	補正予算額	計
科	目 項			
08 国庫支出金		424,010,755	683,250	424,694,005
	02 国庫補助金	170,894,266	683,250	171,577,516
11 繰入金		750,521,871	63,318,432	813,840,303
	03 基金繰入金	734,397,275	63,318,432	797,715,707
歳入	合計	9,200,899,000	64,001,682	9,264,900,682

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
05 都市整備費		137,584,000	542,200	138,126,200
	02 都市基盤整備費	21,956,000	400,000	22,356,000
	05 住宅政策費	49,018,000	142,200	49,160,200
06 環境費		217,678,000	59,690,986	277,368,986
	02 環境保全費	193,649,000	59,690,986	253,339,986
	03 商工業振興費	650,140,000	2,358,140	652,498,140
09 産業労働費	04 農林水産費	31,191,000	453,750	31,644,750
	05 労働費	63,257,000	845,606	64,102,606
	11 港湾費	171,509,000	111,000	171,620,000
	03 島しょ等港湾整備費	23,614,000	111,000	23,725,000
歳 出 合 計		9,200,899,000	64,001,682	9,264,900,682

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
05 都市整備費			5,864,000	471,600	6,335,600
	02 都市基盤整備費		1,075,000	400,000	1,475,000
		2 流域対策強化・推進補助事業	0	400,000	400,000
	05 住宅政策費		1,210,000	71,600	1,281,600
		4 住宅被害対策区市町村支援事業	0	71,600	71,600
09 産業労働費			1,641,000	2,700,768	4,341,768
	03 商工業振興費		0	2,158,140	2,158,140
		1 地域企業再建支援事業	0	2,158,140	2,158,140
	04 農林水産費		1,641,000	493,995	2,134,995
		5 農林災害復旧	759,000	213,750	972,750
		6 基盤整備促進事業	0	40,245	40,245
		7 山村・離島振興施設整備事業	0	240,000	240,000
	06 施設整備費		0	48,633	48,633
		1 島しょ農林水産総合センター施設整備	0	48,633	48,633
10 土木費			74,250,000	1,600,084	75,850,084
	01 土木管理費		719,000	394,000	1,113,000

(単位 千円)					
	3 庁舎整備		104,000	394,000	498,000
	02 道路橋梁費		42,904,000	1,206,084	44,110,084
	1 駐車場管理		337,000	1,206,084	1,543,084
11 港湾費			22,729,000	111,000	22,840,000
	03 島しょ等港湾整備費		2,838,000	111,000	2,949,000
	1 港湾整備		1,460,000	7,000	1,467,000
	2 漁港整備		858,000	13,000	871,000
	4 空港整備		310,000	91,000	401,000
合 計			111,394,000	4,883,452	116,277,452

第3号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
15	三宅支庁職員住宅建築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	629,311	415,300	1,044,611
137	萩山実務学校改築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	363,939	3,313,052	3,676,991
284	道路災害防除に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	856,100	21,000	877,100
295	砂防海岸整備工事	令和 8 年度～令和 9 年度	3,072,000	60,000	3,132,000
296	砂防海岸整備に伴う調査設計等委託	令 和 8 年 度	1,241,500	50,000	1,291,500
336	教職員住宅建築工事	令和 8 年度～令和 10 年度	3,807,073	229,410	4,036,483
369	大島支庁職員住宅改修工事実施設計委託	令 和 8 年 度	—	39,946	39,946
370	災害復旧資金融資等利子補給	令和 8 年度～令和 23 年度	—	163,832	163,832
371	教職員住宅仮設住宅賃貸借	令 和 8 年 度	—	133,760	133,760
合 計			840,852,993	4,426,300	845,279,293

令和7年度東京都下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度東京都下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度東京都下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
---------	---------	-----

1 下水道事業

(5) 主要な建設改良事業

下水道建設事業	1 9 6, 0 0 0, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	1 9 6, 4 0 0, 0 0 0千円
---------	-----------------------	----------------	-----------------------

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収入

第1款 下水道事業資本的収入	1 6 4, 4 0 8, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	1 6 4, 8 0 8, 0 0 0千円
第1項 企業債	9 8, 8 7 5, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	9 9, 2 7 5, 0 0 0千円
収入合計	1 8 2, 4 1 3, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	1 8 2, 8 1 3, 0 0 0千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	3 2 0, 3 0 1, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	3 2 0, 7 0 1, 0 0 0千円
第1項 下水道建設改良費	2 3 6, 5 0 0, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	2 3 6, 9 0 0, 0 0 0千円
支出合計	3 4 2, 6 7 9, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	3 4 3, 0 7 9, 0 0 0千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的及び限度額を、次のとおり補正する。

1 起債の目的及び限度額

(既起債限度額)	(今回補正額)	(計)
----------	---------	-----

下水道建設改良事業	9 4, 6 1 7, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	9 5, 0 1 7, 0 0 0千円
合 計	1 0 1, 4 7 0, 0 0 0千円	4 0 0, 0 0 0千円	1 0 1, 8 7 0, 0 0 0千円

令和7年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和7年度東京都一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108,240,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,373,141,588千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入		既定予算額	補正予算額	計
科	目			
款	項			
08 国庫支出金		424,694,005	74,440,906	499,134,911
	02 国庫補助金	171,577,516	74,440,906	246,018,422
14 繰越金		1,000	33,800,000	33,801,000
	01 繰越金	1,000	33,800,000	33,801,000
歳入	合計	9,264,900,682	108,240,906	9,373,141,588

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02 総務費		383,411,000	82,628,328	466,039,328
	04 デジタルサービス費	72,646,000	45,000,000	117,646,000
	05 区市町村振興費	131,735,646	37,628,328	169,363,974
04 生活文化費		98,092,000	115,264	98,207,264
	01 生活文化費	42,803,000	115,264	42,918,264
05 都市整備費		138,126,200	2,146,100	140,272,300
	02 都市基盤整備費	22,356,000	2,146,100	24,502,100
06 環境費		277,368,986	2,162,184	279,531,170
	02 環境保全費	253,339,986	2,162,184	255,502,170
07 福祉費		1,211,168,000	8,560,814	1,219,728,814
	02 生活福祉費	81,865,000	43,963	81,908,963
	03 子供・子育て支援費	544,869,000	4,567,147	549,436,147
	04 高齢者施策推進費	279,770,000	2,523,598	282,293,598
	05 障害者施策推進費	253,644,000	1,426,106	255,070,106
08 保健医療費		545,161,000	6,151,743	551,312,743
	03 医療政策費	95,064,000	5,580,527	100,644,527
	05 健康安全費	12,021,000	571,216	12,592,216
09 産業労働費		799,932,496	6,476,473	806,408,969

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	03 商工業振興費	652,498,140	6,476,473	658,974,613
歳 出 合 計		9,264,900,682	108,240,906	9,373,141,588

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

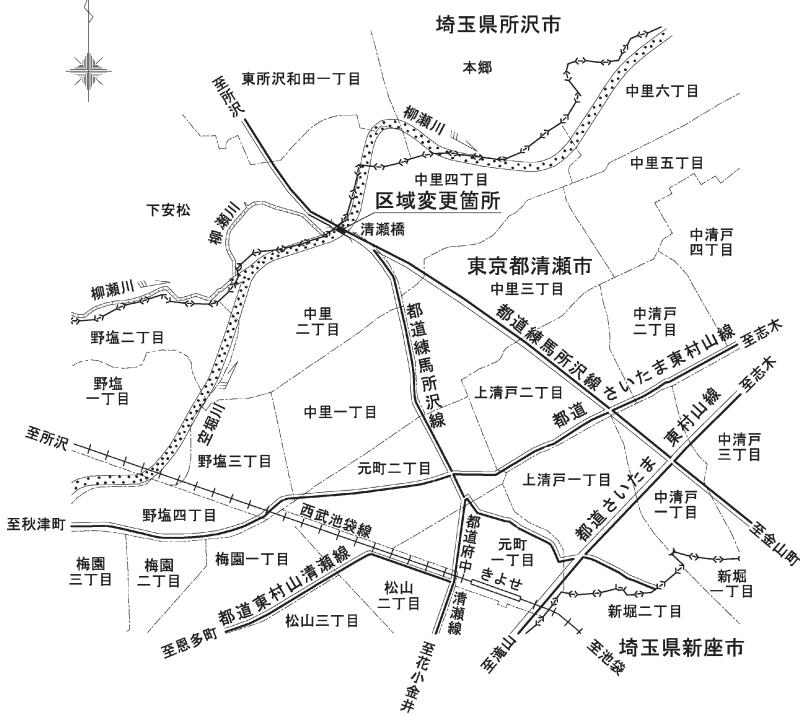
款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
04 生活文化費			0	57,664	57,664
	01 生活文化費		0	57,664	57,664
		1 公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業	0	57,664	57,664
05 都市整備費			6,335,600	2,146,100	8,481,700
	02 都市基盤整備費		1,475,000	2,146,100	3,621,100
		3 連輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業	0	2,146,100	2,146,100
06 環境費			189,000	2,156,184	2,345,184
	02 環境保全費		189,000	2,156,184	2,345,184
		4 家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業	0	2,156,184	2,156,184
07 福祉費			0	8,560,814	8,560,814
	02 生活福祉費		0	43,963	43,963
		1 保護施設物価高騰緊急対策事業	0	43,963	43,963
	03 子供・子育て支援費		0	4,567,147	4,567,147
		1 赤ちゃんファーストプラス	0	2,433,420	2,433,420
		2 児童養護施設等物価高騰緊急対策事業	0	124,302	124,302
		3 保育所等物価高騰緊急対策事業	0	2,009,425	2,009,425

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
	04 高齢者施策推進費		0	2,523,598	2,523,598
		1 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業	0	1,669,902	1,669,902
		2 介護サービス事業所物価高騰緊急対策事業	0	853,696	853,696
	05 障害者施策推進費		0	1,426,106	1,426,106
		1 障害者(児)施設物価高騰緊急対策事業	0	709,505	709,505
		2 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業	0	716,601	716,601
08 保健医療費			0	6,151,743	6,151,743
	03 医療政策費		0	5,580,527	5,580,527
		1 医療機関等物価高騰緊急対策事業	0	5,580,527	5,580,527
	05 健康安全費		0	571,216	571,216
		1 薬局物価高騰緊急対策事業	0	571,216	571,216
09 産業労働費			4,341,768	1,110,023	5,451,791
	03 商工業振興費		2,158,140	1,110,023	3,268,163
		2 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業	0	1,110,023	1,110,023
合	計		116,277,452	20,182,528	136,459,980

● 東京都告示第千百八十五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十二月二十五日から起算して

別図

都道練馬所沢線区域変更略図
清瀬市中里四丁目～中里二丁目編入区域
都道・県道延長
面積
四九・ハ二メートル
五九〇・三三平方メートル

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年十二月二十五日

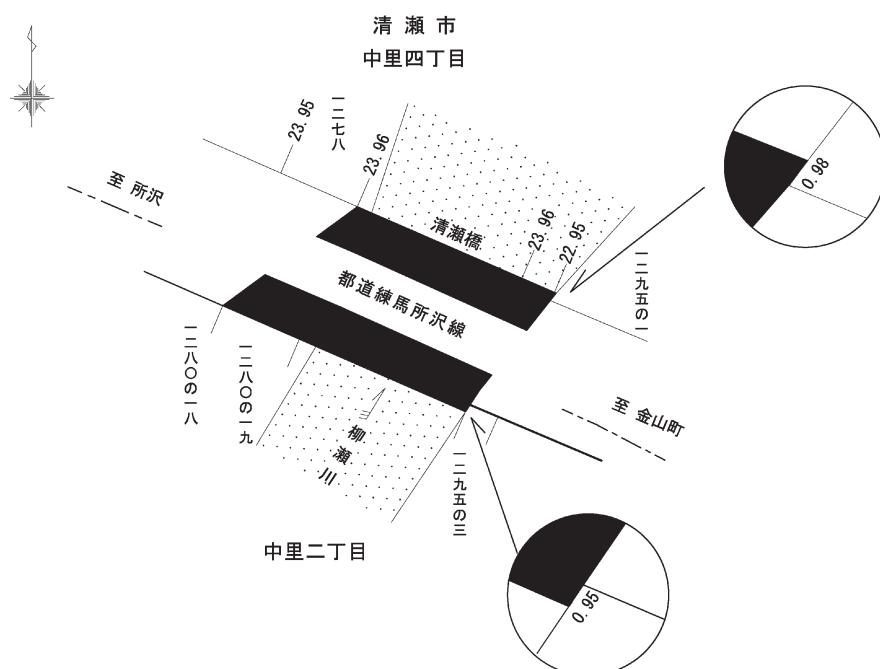
東京都知事 小池百合子

二 変更の区間

清瀬市中里四丁目千二百九十五番一地先
から同市中里二丁目千二百八十五番十八地先
内まで

三 変更の概要

別図表示のとおり



規則(文)

規程(交)

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

公文書の管理に関する規則及び東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月25日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第16号

公文書の管理に関する規則及び東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部を改正する規則

(公文書の管理に関する規則の一部改正)

第1条 公文書の管理に関する規則(平成13年3月28日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「ファイル名」を「細分類(文書ファイル名)」に改める。

別記様式第2号中「ファイル名」を「文書ファイル名」に改める。

(東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則の一部改正)

第2条 東京都公安委員会が行う情報公開の事務に関する規則(平成13年9月3日東京都公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第17号中「ファイル名」を「文書ファイル名」に改める。

附 則

規程(下水)

●交通局規程第六十一号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年11月1十五日

東京都交通局長 堀越弥栄子

●東京都下水道局管理規程第三十四号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

令和7年12月1十五日

東京都下水道局長 藤橋知一

●東京都下水道局管理規程第十六号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

●東京都下水道局管理規程第三十一号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第115号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月1十五日

東京都水道局長 山口真

●東京都水道局管理規程第11号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

規程(水)

●東京都職員共済組合財務規程第1号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年12月1十五日

東京都職員共済組合

●東京都職員共済組合規程第1号

東京都職員共済組合規程の一部を改正する規程を公布する。

規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合規程の一部を改正する規程を公布する。

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

東京都職員共済組合規程の一部を改正する規程を公布する。

附 則

第五条の十第三号中「ハ」の「ト」に「(別に定める場合を除く。)」を加える。

附 則

ハの規程は、令和八年一月一日から施行する。

● 東京都職員共済組合規程第十一号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合財務規程（昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「する場合」を「しようとする場合」に、「債権者を受取人とする小切手を振り出して、債権者に交付し」を「必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払い出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払い出しを行わせた

取引金融機関に支払をさせ」に改め、同項ただし書中「小切手」を「取引金融機関」に、「代えて」を「かえ」に改め、同条第二項中「場合」を「とき」に、「を振り出す」を「の振出し又は取引金融機関に登録した登録印鑑の印を押した払戻請求書を取引金融機関に提出する方法により行う」に改め、同条に次の一項を加える。

3 出納主任は、現金による支払に際しては、債権者の確認及び請求印と領収印との照合を行い、必ず領収書を徵さなければならぬ。

第五十九条第一項中「支払をしようとするとき」を「支払をしようとする場合」に、「債権者を受取人とする小切手をもつて行わ」を「必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせ」に改め、同項ただし書中「小切手」を「取引金融機関」に、「現金」を「現金」

に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「小切手」を

「取引金融機関」に、「受領」を「支払」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「五千円」を「五万円」に「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同

条第二項中「払い戻し」を「払戻し」に改め、「、同項第一号に掲げる場合を除き」を削り、「を振り出す」を「の振出し又は取引金融機関に登録した登録印鑑の印を押した払戻請求書を取引金融機関に提出する方法により行う」に改め、同条第三項中「出納員は、」の下に「現金による」を加える。

第六十四条第一項中「遠隔の地にある債権者に支払をする場合又は特に必要と認める場合」を「債権者から申出があつたとき」に改める。

附
則

この規程は、公布の日から施行する。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

一箇月 本号

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東京都

○三(三八一二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの